

国立研究開発法人情報通信研究機構 中長期目標（第5期） 新旧対照表（変更箇所は赤字部分）

(主務府省：総務省)

Page	変更案	現行
4	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>2. 法人の現状と課題 (略) 加えてBeyond 5G中間答申における提言も踏まえ、令和4年度第二次補正予算により新たに<u>造成した恒久的な基金</u>によ り、Beyond 5Gの実現に向けた要素技術の早期実現という目的に加え、 その成果の社会実装・海外展開を目指していくこととしている。 恒久的な基金の造成後、NICTは、それまで以上に基金を適正に管理・ 運用するとともに、研究開発成果を最大化する体制を整備していくこと が重要である。</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>2. 法人の現状と課題 (同左) 加えてBeyond 5G中間答申における提言も踏まえ、令和4年度第二次補正予算により新たに<u>恒久的な基金を造成することとしてお</u> り、Beyond 5Gの実現に向けた要素技術の早期実現という目的に加え、 その成果の社会実装・海外展開を目指していくこととしている。 恒久的な基金の造成後、NICTは、それまで以上に基金を適正に管理・ 運用するとともに、研究開発成果を最大化する体制を整備していくこと が重要である。</p>

Page	変更案	現行
7,8	<p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 重点研究開発分野の研究開発等</p> <p>(3) サイバーセキュリティ分野</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ サイバーセキュリティに関する演習 国の機関や地方公共団体等のサイバー攻撃への対処能力の向上に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、NICT法第14条第1項第7号イ(令和5年度までは第14条第1項第7号)の規定に基づき、最新のサイバー攻撃に関する知見を踏まえた実践的な演習を実施するほか、若手セキュリティ人材の育成を行う。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査(令和5年度まで) IoT機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、<u>国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(令和5年法律第87号)</u>による改正前のNICT法附則第8条第2項の規定に基づき、パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を、令和6年3月31日まで実施する。その際、関係機関と連携を図るとともに、本調査の重要性等を踏まえ、情報の安全管理に留意しつつ、広範な調査を行うことができるよう配慮する。</p> <p>⑥ IoT機器のサイバーセキュリティ対策の促進(令和6年度以降) <u>IoT機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、NICT法第14条第1項第7号口の規定に基づき、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められるIoT機器について、当該機器の管理者その他の関係者に対して必要な助言及び情報提供に関する業務(同法第18条の規定に基づくパスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を含む。)を実施する。その際、本業務の重要性等を踏まえ、情報の安全管理に留意しつつ、関係機関と連携を促進するものとする。</u></p>	<p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 重点研究開発分野の研究開発等</p> <p>(3) サイバーセキュリティ分野</p> <p>①・② (同左)</p> <p>③ サイバーセキュリティに関する演習 国の機関や地方公共団体等のサイバー攻撃への対処能力の向上に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、NICT法第14条第1項第7号_____の規定に基づき、最新のサイバー攻撃に関する知見を踏まえた実践的な演習を実施するほか、若手セキュリティ人材の育成を行う。</p> <p>④ (同左)</p> <p>⑤ パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査_____ IoT機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、_____</p> <p>_____ NICT法附則第8条第2項の規定に基づき、パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を、令和6年3月31日まで実施する。その際、関係機関と連携を図るとともに、本調査の重要性等を踏まえ、情報の安全管理に留意しつつ、広範な調査を行うことができるよう配慮する。</p> <p>[新設]</p>

Page	変更案	現行
8,9	<p>(4) ユニバーサルコミュニケーション分野</p> <p>① (略)</p> <p>② 社会知コミュニケーション技術 ユーザの背景や文脈に合わせた音声対話の実現に向け、インターネット等に蓄積された情報を高度な深層学習技術等により取得・融合し、ユーザの興味に合わせて組み合わせや類推等で仮説推論も行う 技術の研究開発を実施するものとする。 <u>さらに、我が国における大規模言語モデルの開発力強化及びリスク対応力強化に向け、大量・高品質で安全性の高い日本語を中心とする学習用言語データを整備・拡充し、我が国の大規模言語モデル開発者等にアクセスを提供するとともに、大規模言語モデルに起因する様々なリスクに対応するための技術の研究開発を実施するものとする。</u></p>	<p>(4) ユニバーサルコミュニケーション分野</p> <p>① (同左)</p> <p>② 社会知コミュニケーション技術 ユーザの背景や文脈に合わせた音声対話の実現に向け、インターネット等に蓄積された情報を高度な深層学習技術等により取得・融合し、ユーザの興味に合わせて組み合わせや類推等で仮説推論も行う <u>社会知コミュニケーション技術の研究開発を実施するものとする。</u></p>
11	<p>2. 分野横断的な研究開発その他の業務</p> <p>(1) Beyond 5Gの推進 (略) <公募型研究開発プログラム></p> <p>① (略)</p> <p>② 情報通信研究開発基金（令和4年度第二次補正予算以降） 上記①による研究開発の優れた成果を引き継ぎつつ、社会実装・海外展開を目指し、情報通信研究開発基金を活用して効率的かつ効果的に研究開発<u>等</u>の支援・実施を行う。 具体的には、Beyond 5G中間答申を踏まえ、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した戦略的な研究開発<u>及びその成果に係る国際標準化活動</u>、長期的視点で取り組むべき技術シーズの創出や共通基盤技術の研究開発、電波の有効利用に資する技術の研究開発等について支援・実施するとともに、研究開発の実施者と緊密に連携し、各研究開発課題の進捗管理を適切に行う。</p>	<p>2. 分野横断的な研究開発その他の業務</p> <p>(1) Beyond 5Gの推進 (同左) <公募型研究開発プログラム></p> <p>① (同左)</p> <p>② 情報通信研究開発基金（令和4年度第二次補正予算以降） 上記①による研究開発の優れた成果を引き継ぎつつ、社会実装・海外展開を目指し、情報通信研究開発基金を活用して効率的かつ効果的に研究開発<u>等</u>の支援・実施を行う。 具体的には、Beyond 5G中間答申を踏まえ、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した戦略的な研究開発<u>_____</u>、長期的視点で取り組むべき技術シーズの創出や共通基盤技術の研究開発、電波の有効利用に資する技術の研究開発等について支援・実施するとともに、研究開発の実施者と緊密に連携し、各研究開発課題の進捗管理を適切に行う。</p>

Page	変更案	現行
15	<p>(2) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 研究支援業務・事業振興業務等</p> <p>① (略)</p> <p>② 情報通信ベンチャー企業の事業化等の支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 信用基金の運用益によって実施している通信・放送新規事業に対する債務保証業務及び地域通信・放送開発事業に対する利子補給業務については、新規案件の採択は行わないものとし、当該利子補給業務については、既往案件の利子補給期間終了の令和3年度まで着実に実施するものとする。</p> <p>令和4年3月31日に終了する新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業に対する債務保証業務及び助成金交付業務については、これらの事業が着実に成果を上げ、IoTサービスの創出・展開につながるものとなるよう努めるものとする。</p> <p>なお、信用基金及び信用基金の運用益の残余財産については、<u>国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第4項の規定に基づき、国庫納付し、同基金を清算するものとする。</u></p>	<p>(2) ~ (8) (同左)</p> <p>(9) 研究支援業務・事業振興業務等</p> <p>① (同左)</p> <p>② 情報通信ベンチャー企業の事業化等の支援</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ 信用基金の運用益によって実施している通信・放送新規事業に対する債務保証業務及び地域通信・放送開発事業に対する利子補給業務については、新規案件の採択は行わないものとし、当該利子補給業務については、既往案件の利子補給期間終了の令和3年度まで着実に実施するものとする。</p> <p>令和4年3月31日に終了する新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業に対する債務保証業務及び助成金交付業務については、これらの事業が着実に成果を上げ、IoTサービスの創出・展開につながるものとなるよう努めるものとする。</p> <p>なお、信用基金 _____ については、_____ 令和3年度を目処に _____ 清算するものとする。</p>
18, 19	<p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 債務保証勘定</p> <p>各業務の実績を踏まえるとともに、信用基金の清算を着実に実施する。債務保証業務については、財務内容の健全性を確保するため、債務保証の決定に当たり、資金計画や担保の確保等について多角的な審査・分析を行い、保証範囲や保証料率については、リスクを勘案した適切な水準とするものとする。また、保証債務の代位弁済、利子補給金及び助成金交付の額は同基金の運用益及び剩余金の範囲内に抑えるように努めるものとする。なお、これらに併せて、信用基金を清算するまで運用益の最大化を図るものとする。</p> <p><u>国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第4項の規定に基づき、債務保証勘定の残余財産を国庫納付し、同勘定を廃止するものとする。</u></p>	<p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. ~ 3. (同左)</p> <p>4. 債務保証勘定</p> <p>各業務の実績を踏まえるとともに、信用基金の清算を着実に実施する。債務保証業務については、財務内容の健全性を確保するため、債務保証の決定に当たり、資金計画や担保の確保等について多角的な審査・分析を行い、保証範囲や保証料率については、リスクを勘案した適切な水準とするものとする。また、保証債務の代位弁済、利子補給金及び助成金交付の額は同基金の運用益及び剩余金の範囲内に抑えるように努めるものとする。なお、これらに併せて、信用基金を清算するまで運用益の最大化を図るものとする。</p> <p>[追加]</p>

Page	変更案	現行
19	<p>5. 出資勘定</p> <p>出資業務（令和6年度以降は国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号）附則第3条第2項に規定する出資継続業務）については、これまでの事業の実施状況に関する、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、引き続き業務経費の低減化に努めること、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容・状況の把握に努め、経営状況に応じて、必要があれば事業運営の改善を求めるにより、出資金の最大限の回収に努める。加えて、配当金の着実な受取に努めるなど、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。</p>	<p>5 出資勘定</p> <p>出資業務 _____</p> <p>_____については、これまでの事業の実施状況に関する、できる限り定量的に検証・分析し、今後の対応等も含め公表するものとする。また、引き続き業務経費の低減化に努めること、毎年度の決算、中間決算の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容・状況の把握に努め、経営状況に応じて、必要があれば事業運営の改善を求めるにより、出資金の最大限の回収に努める。加えて、配当金の着実な受取に努めるなど、繰越欠損金の着実な縮減に努めるものとする。</p>
別紙3	<p>NICTの評価軸等</p> <p>III. 1. 重点研究開発分野の研究開発等</p>	<p>NICTの評価軸等</p> <p>III. 1. 重点研究開発分野の研究開発等</p>

項目	評価軸	指標	項目	評価軸	指標
(3) サイバ ーセキ ュリテ ィ分野	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。 研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。 研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。 	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な研究開発成果 研究開発成果の移転及び利用の状況 共同研究や産学官連携の状況 データベース等の研究開発成果の公表状況 （個別の研究開発課題における）標準や国内制度の成立寄与状況 IoT 機器調査に関する業務の実施状況（「パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査」の評価時に使用）<u>（令和5年度まで）</u> <u>IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進に関する業務の実施状況（「IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進」の評価時に使用）（令和6年度以降）</u> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 査読付き論文数 招待講演数 論文の合計被引用数 研究開発成果の移転及び利用に向けた活動件数（実施許諾件数等） 報道発表や展示会出展等の取組件数 共同研究件数 （個別の研究開発課題における）標準化や国内制度化の寄与件数 演習の実施回数又は参加人数（「サイバーセキュリティに関する演習」の評価時に使用） 構築した基盤環境の外部による利用回数、もしくは利用者数（「サイバーセキュリティ産学官連携拠 	(3) サイバ ーセキ ュリテ ィ分野	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発等の取組・成果の科学的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）が十分に大きなものであるか。 研究開発等の取組・成果が社会課題・政策課題の解決につながるものであり、または、それらが社会的価値の創出に十分に貢献するものであるか。 研究開発等の成果を社会実装につなげる取組（技術シーズを実用化・事業化に導く等）が十分であるか。 	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な研究開発成果 研究開発成果の移転及び利用の状況 共同研究や産学官連携の状況 データベース等の研究開発成果の公表状況 （個別の研究開発課題における）標準や国内制度の成立寄与状況 IoT 機器調査に関する業務の実施状況（「パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査」の評価時に使用）<u>（令和5年度まで）</u> <u>IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進に関する業務の実施状況（「IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進」の評価時に使用）（令和6年度以降）</u> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 査読付き論文数 招待講演数 論文の合計被引用数 研究開発成果の移転及び利用に向けた活動件数（実施許諾件数等） 報道発表や展示会出展等の取組件数 共同研究件数 （個別の研究開発課題における）標準化や国内制度化の寄与件数 演習の実施回数又は参加人数（「サイバーセキュリティに関する演習」の評価時に使用） 構築した基盤環境の外部による利用回数、もしくは利用者数（「サイバーセキュリティ産学官連携拠

Page	変更案	現行
	<ul style="list-style-type: none"> • 取組が ICT 人材の需要に対応できるものとして適切に実施されたか。（「サイバーセキュリティに関する演習」及び「サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成」の評価時に使用） • 取組が我が国全体のサイバーセキュリティ対応能力強化に貢献するものとして計画に従つて着実に実施されたか。 <p>点形成」の評価時に使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 民間企業が開発した人材育成コンテンツ数（「サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成」の評価時に使用） • 調査した IoT 機器数（「パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査」の評価時に使用）<u>（令和5年度まで）</u> • <u>IoT 機器の調査に基づく通知件数（「IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進」の評価時に使用）（令和6年度以降）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 取組が ICT 人材の需要に対応できるものとして適切に実施されたか。（「サイバーセキュリティに関する演習」及び「サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成」の評価時に使用） • 取組が我が国全体のサイバーセキュリティ対応能力強化に貢献するものとして計画に従つて着実に実施されたか。 <p>点形成」の評価時に使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 民間企業が開発した人材育成コンテンツ数（「サイバーセキュリティ産学官連携拠点形成」の評価時に使用） • 調査した IoT 機器数（「パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査」の評価時に使用） <p>[新設]</p>

III. 2. 分野横断的な研究開発その他の業務		
項目	評価軸	指標
(1) Beyond 5G の推進	<ul style="list-style-type: none"> Beyond 5G の実現に向けた取組の強化につながっているか。 公募型研究開発プログラムを適切に実施したか。 	<p>注 <u>革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））</u> 基金事業で実施しているもののうち、一重下線部は、<u>Beyond 5G 研究開発促進事業</u>、二重下線部は、<u>革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））</u> 基金事業において採択したものに限る。</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> Beyond 5G の実現に向けた産学官連携等の活動状況 公募型研究開発プログラムに係る研究開発マネジメントの取組状況（進捗管理等の活動状況、評価委員会の設置・活動状況等） 公募型研究開発プログラムの応募・採択状況 <u>社会実装・海外展開の促進等、研究開発成果の最大化に向けた取組状況</u> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化や国内制度化の寄与件数 <u>国内外での特許出願（・登録）件数</u> <u>研究開発の実施者間の調整・連携に向け、NICT が主催した会合等の開催件数やその出席者数及びアンケート評価に基づく出席者の満足度</u> <u>知財・標準化に向け、NICT が主催した会合等の開催件数やその出席者数及びアンケート評価に基づく出席者の満足度</u> <u>社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおけるステージゲー</u>
		<p>注 _____</p> <p>_____ 二重下線部は、_____ 情報通信 _____ 研究開発基金 _____ に係る _____ ものに限る。</p> <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> Beyond 5G の実現に向けた産学官連携等の活動状況 公募型研究開発プログラムに係る研究開発マネジメントの取組状況（進捗管理等の活動状況、評価委員会の設置・活動状況等） 公募型研究開発プログラムの応募・採択状況 <u>社会実装・海外展開の促進等、研究開発成果の最大化に向けた取組状況</u> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化や国内制度化の寄与件数 <u>国内外での特許出願（・登録）件数</u> <u>研究開発の実施者間の調整・連携に向け、NICT が主催した会合等の開催件数やその出席者数</u> <u>知財・標準化に向け、NICT が主催した会合等の開催件数やその出席者数</u> [新設]

Page	変更案			現行		
			<p><u>ト評価において、着実に進捗していると認められたプロジェクト数の割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおいて採択された事業者の事業化に対する寄与度</u> • <u>社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおける評価委員※のプログラムに対する評価</u> <p>※ 情報通信審議会 情報通信技術分科会 技術戦略委員会 革新的情報通信技術プロジェクトWGを併任</p>			<ul style="list-style-type: none"> • [新設] • [新設] <hr/> <hr/> <hr/>